

会員各位

セーフティネット保証について

この度の東日本大震災の影響を受け、政府系金融機関が表記の保証や制度融資を拡充しましたので、会員の皆様に情報として提供申し上げます。

1. 中小企業金融安定化法が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されました。
2. 株日本政策金融公庫
今回の震災の影響を受け、計画停電の影響、原発問題に伴う風評被害等による経営環境の悪化に対し、「セーフティネット貸付」が拡充されました。通常の貸付枠とは別枠で4000万円/企業となっています。
3. 信用保証制度（各都道府県の保証協会扱い）
災害を原因とする場合に限らず、売上減少など業況が悪化している事業者が、金融機関から経営安定化資金の借入を行う場合、保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。
(対象者)
指定された業種に属し、売上高の減少などについては、市区町村の認定を受けた中小企業が対象となります。売上高の減少等は、震災を直接的な原因とする場合に限らず、例えば、計画停電、材料調達や出荷に支障が生じている場合、風評被害等を原因とする場合も含まれます。
 - ① 平成 23 年 4 月 1 日～9 月 30 日の期間については原則全業種である 82 業種が対象
(詳細はお問い合わせください)
 - ② 基準(平成 23 年 4 月 1 日～9 月 30 日)については、以下のいずれかを満たす必要があります。
 - イ) 最近 3 ヶ月の売上高等が前年同期比 5%以上減少
 - ロ) 製品など原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
 - ハ) 東日本大震災の発生後、原則として最近 1 カ月間の売上高が前年同期比 20%以上減少、かつ、その後の 2 ヶ月間を含む 3 ヶ月間の売上高等が前年同期比 20%以上減少が見込まれること
 - ③ 保証限度
無担保保証 8 千万円、最大 2 億 8 千万円
 - ・一般保証とは別枠融資。災害関係保証と同枠
 - ・融資額を全額保証
 - ④ 上記イ～ハのいずれかに該当される企業は市区町村から認定を受けて下さい。
5号認定取得後、金融機関から保証協会に申し込みとなります。

詳しくは、お取引金融機関、日本政策金融公庫、もしくは保証協会、当事務局にお問い合わせ下さい。
参考にしていただければ幸いです。